

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第10号

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例  
(相模原市看護師等修学資金貸付条例の一部改正)

第1条 相模原市看護師等修学資金貸付条例(平成5年相模原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「関し」を「ついて」に改める。

第2条第1項中「、厚生労働大臣」を削る。

第4条第1号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第8条中「ときは、」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第13条中「関し」を「ついて」に改める。

(相模原市情報公開条例の一部改正)

第2条 相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第7条第6号」を「第7条第7号」に改める。

第14条第2項第1号中「同条第2号ただし書」を「同条第3号ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。